



平成 27 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 豊田通商株式会社
代表者名 取締役社長 加留部 淳
(コード番号 8015 東証・名証第 1 部)
問合せ先 広報室長 千野 裕輔
(TEL 052-584-8758)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年 5 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年 6 月 23 日開催予定の第94回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第22条第 2 項および第30条第 2 項の一部を変更するものであります。なお、定款第22条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

(下線：変更箇所)

現行	変更案
第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第22条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。	第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第22条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。
第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除) 第30条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役との間に、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。	第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除) 第30条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、 <u>監査役との間に、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

3. 日程

定時株主総会開催日	平成27年 6 月23日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成27年 6 月23日 (予定)

以上